

## 標準貫入試験(SPT)に基づく支持力の性能証明審査を開始

2017.10.1

日本建築総合試験所 性能評定課

### 1. 概要

これまでの性能証明における杭状地盤補強工法の支持力の評価は、多くの工法においてスウェーデン式サウンディング試験(SWS)の結果に基づいて行っています。現在の上記性能証明の受付要件（適用範囲）、および参考として基礎くいの大員認定の受付要件を下表に示します。

表 受付要件

	性能証明	大臣認定（参考）
地盤調査方法	スウェーデン式サウンディング試験 (SWS) 大型動的コーン貫入試験 (SRS) 等	標準貫入試験 (SPT) 一軸圧縮試験
補強材(体)の種類	特に制限なし	既製コンクリートくい 鋼管くい, H形鋼くい
適用建築物	原則として、以下の小規模建築物 ①地上3階以下 ②建築物の高さ13m以下 ③延べ面積1500㎡以下（平屋に限り3000㎡以下）	制限なし（延べ面積について申請者が設定）
最大施工深さ	載荷試験実績によるが、SWS試験による場合は原則として10m	載荷試験実績による

現在の受付要件では、場所打ち補強体を用いた地盤補強工法等については、SPTに基づく支持力評価は対応できませんでした。これまでのアンケート等で例示した SPT に基づく性能証明審査の要望があったことや、審査側のニッチ（隙間）をなくすことを目的として、以下の条件を満たす工法の SPT に基づく支持力評価の性能証明審査を開始します。

### 2. 申込要件

- ・ 載荷試験数等  
支持力評価のための載荷試験数等の取り扱いは、従前の杭状地盤補強工法に準じます。
- ・ 載荷試験における地盤調査  
載荷試験実施位置近傍で SPT を実施し、地盤が互層である場合や、該当区間で地盤強度が変化することが想定される場合は、貫入試験の間隔を 1m でなく 0.5m ごととした試験結果を得ることを原則とします。
- ・ 設計施工指針における地盤調査の規定  
適用建築物が主に小規模建築物に限定されていることに留意し、一敷地内での調査箇所数や貫入試験の標準間隔を工法ごとに規定します。

### 3. その他

- ・ 審査開始時期  
今年度末までを周知期間とし、2018.4.1 以降、受付を開始します。
- ・ 既性能証明の適用範囲拡大  
既証明の規定において、SWS の限界（地盤強度、試験深さ）で工法の使用が難しいような場合の適用範囲拡大に利用することもできます（地盤調査方法が異なると得られる設計支持力が異なることが想定され、支持力を安全側に評価する工法ごとの規定は必要となります）。
- ・ 大臣認定が可能な工法の取り扱い  
大臣認定が可能な工法は、従前通り、性能証明では取り扱いません。

以上